

会報

No. 90

平成 26(2014)年 3月 15 日
<http://www.library.pref.kyoto.jp/renkyo/renkyo.html>

京都府図書館等連絡協議会
 事務局
 京都市左京区岡崎成勝寺町 9
 京都府立図書館内
 TEL (075) 762-4655

<目次>

1面

- ・台風 18 号による被災状況とその対応

2面

- ・台風 18 号による被害状況
- ・水濡れ（水損）資料への対処方法

3面

- ・実務研修会報告
- ・第 2 回理事会報告

4面

- ・初任者向け図書館業務入門作成検討委員会の創設について
- ・臨時研修会を終えて

台風十八号による被災状況 とその対応

福知山市立図書館 塩見 英世

扱いやお客様と接している意識、関係機関と連携し取り組みを進める体制が、緊急時の対応に現れたと思っています。



水害に遭った場合の対応について、私なりに感じた要点を紹介させていただきます。

一 記録写真をこまめにとり、早期にメール等で被害状況を関係機関に報告し、支援を円滑に得られるようになります。

した。

その中で、ボランティアの方などに泥で汚れた図書の廃棄などをお世話になれたことは、大変助かりました。

しかし、水に濡れた図書を整理している中で、職員それぞれが、個人情報の確認・保護と保管場所を確保するための関係機関との調整、禁帯出本・貴重本（郷土資料）の確認と被災状況の調査、お客様への臨時休館の案内と図書の返却受付場所の設置など、自分が気づいたことを始めしていました。

これは、日頃の一人一人の職員の個人情報保護、本などの資料の取り

二 水に濡れた本がセメント状に固まってしまったり、カビが発生するため、被害後一～二日が勝負となる。また、浸水していない図書を早期に別の保管場所に移す必要がある。



三 泥が四～五日で乾燥し、土埃がひどくなるので、一週間以内に泥出しなど館内の整理を行う。

四 二、三に記載のとおり、時間との勝負のため、被害に遭った最初

おかげさまで、大江分館は、平成二十六年一月二十一日から、窓口業務の一部とはいえ、本の貸出と返却、予約本の受け渡しなどを大江町総合会館二階で再開しております。元の一階での全面開館の時期は四月になりますが、引き続き皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

温かいご支援 ありがとうございました。

舞鶴市立西図書館 梅原 義範

「天災は、忘れた頃にやつてくる。」とは言いますが、あれから十年も経たない昨年九月に日本を襲った「台風十八号」は、本市にも大きな爪痕を再び残しました。

舞鶴市立西図書館加佐分館は、暴雨川である由良川流域に位置する加佐公民館の一室にあります。気象庁から運用後初めてとなる「大雨特別警報」が発表される中、降り続く雨で増水した河川の水は、少し高台にある公民館施設の床上にまで浸水し

ました。

書架の下から二段目までにある蔵書は泥水に浸かり、多くの大切な本や書架が損傷を受けました。床一面に残った泥の中、水に浸かった畳や備品、泥水を含んで重量を増した蔵書。濡れて書架から取り出せない本は、仕方なく棚を壊すなどして館外へ運び出し山積みとなりました。

続いて、運搬車による撤去回収スケジュールなどが決まり、濡れて汚れ重くなった本を紐で束ねたり、回収袋に入れたりする作業は、時間との戦いの感がしました。

舞鶴市において、災害の代名詞のように耳にしてきた「十三号台風」（昭和二十八年）から五十年経過した平成十六年の「台風二十三号」で受けた傷跡が少しづつ癒されかけてきました。

「天災は、忘れた頃にやつてくる。」とは言いますが、あれから十年も経たない昨年九月に日本を襲った「台風十八号」は、本市にも大きな爪痕を再び残しました。

舞鶴市立西図書館加佐分館は、暴雨川である由良川流域に位置する加佐公民館の一室にあります。気象庁から運用後初めてとなる「大雨特別警報」が発表される中、降り続く雨で増水した河川の水は、少し高台にある公民館施設の床上にまで浸水し

ご承知のように昨年一年の世相を表す漢字に、「輪」という字が選ばれましたが、この度は、多くの方々から温かい励ましやご支援をいただきました。あとになりましたが、この場をお借りしまして心より御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申しあげます。

水濡れ（水損）資料への対処方法

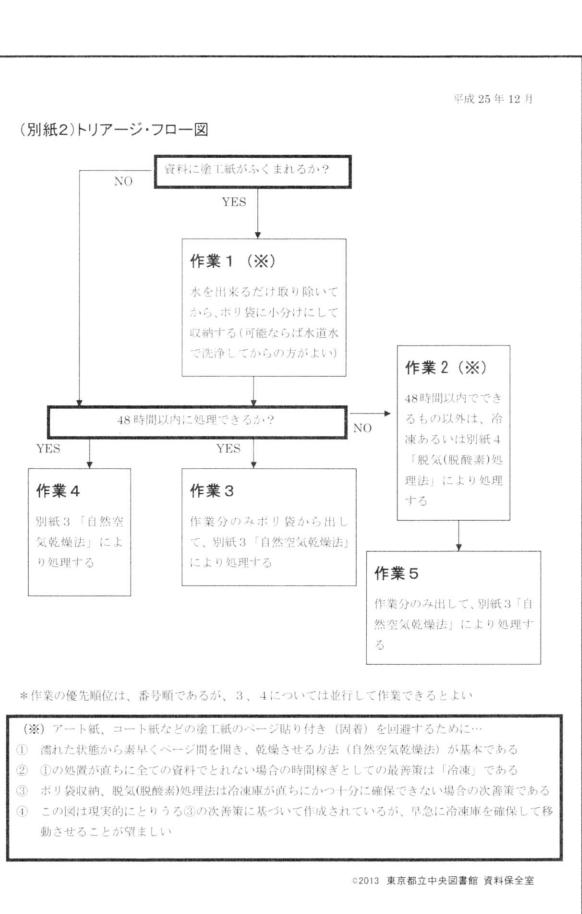
平成二十五年12月

平成二十五年十一月二十九日に開催の実務研修会（中部研修）「水濡れ（水損）資料への対処方法」で、当 日、配付されましたトリアージ・フロー図（東京都立中央図書館資料保

全室作成）を転載いたします。

本に水濡れが発生した場合、まずその資料に塗工紙（アート紙、コート紙など表面に光沢があつてツルツルした紙）が含まれているかどうかで全く対応が異なります。また、四十八時間以内に適切な対応をしないとカビが発生します。

講師の眞野日本図書館協会資料保存委員長から紹介された東京都立図書館のホームページ「都立図書館について」資料収集・保存について、資料保存のページ「災害対策」に「資料防災マニュアル」として、「自然空気乾燥法」、「脱気（脱酸素）処理法」等が掲載されておりますので、詳しく述べそちらをご覧ください。



中部研修会に参加して

亀岡市立図書館 内藤 千鶴

私の勤めている図書館でも、近年資料が濡れて返つてくる事例が増えています。多くの原因是、やはりペットボトル飲料の普及が影響しているようにも思います。さらに、資料の扱いも難になつてきているようです。

水濡れ資料が少しでもきれいに直せればという思いで参加させていただきました。そんな日々の水濡れ資料だけでも、その対処に困っています。災害を受けられた館やその修復にあたられている方々は、本当に大変な思いをされていると、研修に参加させていただいて改めて思いました。

北部研修会に参加して

宮津市立図書館 吉田 麻由美

写真集などです。ページの貼りついたものは剥がすのに苦労しています。それに対しても、もう一度濡らす（資料を洗浄する）ということを教えにありました。

利用者に資料を気持ちよく借りていただきためにも、それにかかる時間や費用、また、その資料の図書館における必要度などを考慮したうえで、丁寧に修復することを心がけていきたいと思います。

また、利用者の方にも資料を大切に扱つていただけるような働きかけも必要ですね。大きな災害が起きないことを心から願います。

印象に残つたのは、調べ学習等で、学校への貸出資料について、学校まで運搬されていること。学校職員の方は、図書館の開館時間内に外出することが難しいということを知りました。貸出しも、依頼を待つのではなく、こちらから企画を提案する場合もあるとのこと。日々の業務の中での依頼されれば資料を集め等検討し対応させていただいていますが、こちらから提案というのは、できていません。

学校現場を知るために、それぞれの学校教育目標や年間計画を知り、資料の提供を企画すること、学校図書館司書の方と連携を密にすること等工夫しているのを感じました。

災害時の協力体制では、各理事から災害発生時の被災図書館等の把握を府立図書館が行つてほしいとの意見が多くなったため、再度、相互協力実務担当者会議で話し合うことになりました。

また、実務研修会（中部研修）で紹介のあつた被災資料救済セットを自治体等単位に見本として配付することになりました。

最初に、「公共図書館からできる学校図書館支援」の実務研修会が開催され受講しました。

講師の鳥取県立図書館 高橋真太郎氏は、県立高校学校司書をされたのち、県立図書館へ異動、現在支援協力課で市町村担当をされています。

最初に、「公共図書館からできる学校図書館への支援ではなく協働の関係を」と話され、学校図書館で勤務されて

いた時の経験、その後公共図書館で勤務された時の経験をユーモアを交え話されました。

平成二十五年度京都府図書館等連絡協議会第二回理事会報告

第二回理事会が、平成二十五年十一月二十一日に京都府福知山総合庁舎にて開催されました。

まず始めに、福知山市立図書館長である塩見理事から、台風十八号による被災状況等について報告がありました。（二頁に掲載）

次に、各専門委員会の活動状況、京都図書館大会、第二回子ども読書本のしおりコンテスト応募状況及び巡回展示等の報告の後、相互協力委員会で議論された災害時の協力体制、次年度の京都図書館大会開催方法、研修研究委員会予算の使途について話し合いました。

災害時の協力体制では、各理事から災害発生時の被災図書館等の把握を府立図書館が行つてほしいとの意見が多くなったため、再度、相互協力実務担当者会議で話し合うことになりました。

また、実務研修会（中部研修）で紹介のあつた被災資料救済セットを自治体等単位に見本として配付することになりました。

第三回理事会は、平成二十六年二月六日に京都府立図書館で開催し、来年度の事業計画等について話し合うこととされました。

初任者向け図書館業務入門 作成検討委員会の創設について

第一回研修研究委員会において、委員長である京田辺市立中央図書館・大槻館長から、新規採用職員や短期・アルバイト雇用の職員を対象とした基本的な図書館の知識、心構えを記載した冊子作成への取り組みについて提案がありました。

話し合いの結果、研修研究委員会の小委員会として「初任者向け図書館業務入門作成検討委員会」を立ち上げ、委員については、広く加盟館（室長から推薦していただくこととなり、左記の八名の方に、平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの二年間委嘱をいたしました。

第一回初任者向け図書館業務入門作成検討委員会は、平成二十五年十一月二十日に京田辺市立中央図書館で開催されました。まず、冊子作成に至る背景・意義について、委員間で認識を共有することから始めました。

一九七〇～八〇年代に京都府内でも多くの図書館が設置され、職員も大幅に増えました。それから三十四年が経ち、建物が古くなるとともに、その頃採用された職員も退職を迎えつつあります。また、近年は正規職員の採用が減

り、新規採用があつたとしても、十分な伝達を行う余裕がなく、図書館内でも、図書館間でも、専門用語の知識や仕事の位置付け等、共通認識を持つことが難しくなってきています。業務を進める上で問題が起こった時でさえ、図書館員同士で相談しにくいという状況も生まれてきていています。

このような状況を打破し、基本的な図書館の知識、心構えを得るために冊子を作成しようというのが、委員会を立ち上げた発端であるということを委員間で確認し合いました。

続いて、初任者向け図書館業務入門の作成方針や作業の進め方について、愛媛県図書館協会で作成された冊子を見本に協議を行いました。各委員からは、図書館の法的な位置付け、行政に関する知識、図書館の歴史や府立図書館・府内の図書館の沿革、関連組織の説明を内容に盛り込んではどうか等の意見が出されました。

第二回初任者向け図書館業務入門作成検討委員会は、平成二十六年二月二十日に開催され、冊子の構成項目について引き続き検討されました。

○初任者向け図書館業務入門作成検討委員会委員 長谷川 千佳子（京都市東山図書館）、出口 宏子（八幡市立八幡市民図書

館）、辻 玲子（京田辺市立中央図書館）、鈴木 浩史（井手町図書館）、山岡 好美（木津川市立中央図書館）、河西 聖子（精華町立図書館）、前原 英子（南丹市立中央図書館）、奥野 吉宏（京都府立図書館）

臨時研修会を終えて 京都都市岩倉図書館 仲田 義明

今、わが国では、社会全体で大きな変革が行われています。そのような中で、図書館だけが変化せず、従来と同じ運営を行っていくというのでは、もう立ち行かないところにまで来ているように見えます。

ここ数年、図書館界においてもいくつかの新しい取り組みが紹介されました。それらをひとつサンプルとして検証し、自分たちの図書館に取り込むべきものがあるか否かを見極めていきましょう。そのためには、これまでの図書館に対する固定観念から脱却する必要があります。

例え、図書館の利用規程についてもう一度見直してはどうでしょうか。図書館非利用者の中には、この否定しているのではありません。それらのルールが存在するのには必ず理由がありますので、その理由が時代に即しているかどうかを検討することです。利用規程はそんなに簡

単に改定されるものではないし、またそうあっても困りますが、一度真摯に向き合って職員間で議論することが重要だと思います。そして、その際は、利用者の視点に立つてみてください。

インターネット環境も含め、利用者ニーズも変化していくには、明確な優先順位がなければなりません。そして資料の見せ方についても、従来の分類排（配架）を少し変化させただけで、利用数を飛躍的に伸ばしました。図書館が数多くあります。これも十進分類法を否定しているのではなく、同法は閉架書庫を前提に作られたルールですので、利用者の視点に立つて分かりやすく工夫を加えてみたということです。

このように図書館利用の障害になつているものを取り除き、今度はホームページなどを通じてその変化したものをおわかりやすく発信していくかなければなりません。

おそらくすべての業務は、完結せずに受け継がながら変化していくものであると思います。今私たちに必要なことは、公共図書館の社会的役割について、一所懸命に考え続け、その上で出た結論に従つて行動し続けることだと思います。